

2017年度 早稲田大学大学院法務研究科
「人材発掘」入試 法学既修者認定試験
民事訴訟法
(出題の趣旨)

【出題の趣旨】

処分権主義違反の問題と釈明義務違反(法的観点指摘義務違反)の問題を組み合わせた問題である(なお、弁論主義第1テーゼとの関係で問題が生じないよう、代物弁済についての主張は弁論に現れているものとしている。)

申立事項が訴訟物と審判形式によって特定されることを前提としつつ、同じ目的物引渡請求権であっても、その法的観点が異なる場合に、これを処分権主義との関係ではどのように考えるのか、また、裁判所としては何ら当事者に対論等の機会を与えずに代物弁済を認定することは、法的観点に関する不意打ちではないか、といった問題意識を示したうえで、釈明義務(法的観点指摘義務)の問題を検討することが求められる。

以上